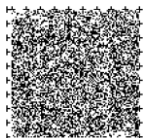


令和4年7月7日

令和4年度第1回
世田谷区障害者施策推進協議会

(注意) 一部、音声コードによる音声と文章が一致
しないことがあります。ご了承ください。



午後7時開会

○障害施策推進課長 皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、協議会を始めたいと思います。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより令和4年度第1回障害者施策推進協議会を開催いたします。

私は、事務局を務めます障害施策推進課長でございます。どうぞよろしく願いいたします。

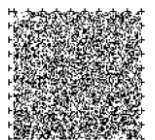
開会に当たりまして、障害福祉部長より御挨拶を申し上げます。

○障害福祉部長 それでは、改めまして、皆様こんばんは。障害福祉部長と申します。本日は本当にお忙しい中、また、こんなコロナの感染が増えている状況でこれだけ過密な状況もどうかとは思いますが、大変申し訳ありません。準備の段階とのギャップがあるものですから、何とぞ御容赦いただければと思います。

今、お話ししたように感染状況がまた大分増えてきまして、障害のほうの施設でもクラスターになってしまっている施設があつたりというような状況が実はあります。各施設とも、いま一度、いろんな感染症の対策を見直していただいて防止対策に努めていただいているところなんですけれども、引き続き、ワクチン接種も含めまして何とか頑張って乗り切っていきたいと思います。この先もこのコロナともう少し付き合わなければいけないかと思っておりますので、そうしたこともあります。

また、本日は、例年の報告事項に加えまして、これまでお話をさせていただきました条例の話とか、地域生活支援拠点をどうやっていくかというような話も含めまして御報告をさせていただきますので、皆様から、なるべく短時間でとは思いますが、この機会ですので、御意見は闊達にお願いできればと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

○障害施策推進課長 それでは初めに、委員の出席について確認させていただきます。机上に配付させていただきました資料1の名簿を御覧ください。表面が委員名簿、裏面が区の管理職名簿となっております。この資料1ですが、事前に配付させていただきました名



簿に一部誤りがありまして、大変申し訳ありませんでした。机上に配付したものが差し替え後の名簿となっております。

本日、委員お二人から欠席の御連絡をお受けしております。それから今、お二方ほどお見えになっていない委員さんがいらっしゃいますので、今4人の方が不在という形になります。委員は28名ですので、24名の出席という状況となっております。

名簿を御覧いただきまして、今年度、令和4年度になりまして委員の変更がありましたので、御紹介させていただきます。名簿に新と書いてあるところです。東京都立青鳥特別支援学校の委員です。

○委員 青鳥特別支援学校統括校長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長 もう1人、世田谷区重症心身障害児（者）を守る会の委員です。

○委員 世田谷区重症心身障害児（者）を守る会と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長 委員の委嘱状は机に置かせていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

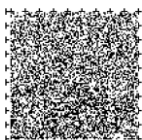
先ほど申し上げましたように、今、24名の出席ということで、この会議は成立しております。このまま進めてまいります。

続きまして、先ほどの資料1、裏面の管理職名簿を御覧ください。今年度になりまして人事異動がございましたので、御紹介させていただきます。名簿順で参ります。変わった管理職ですけれども、上から2番目、烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課です。続きまして、玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長です。スポーツ推進部スポーツ推進課長です。障害福祉部障害施策推進課です。どうぞよろしくお願いいたします。障害福祉部障害保健福祉課です。保育部保育課長です。

なお、本日、烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課は欠席でございます。

それから、世田谷保健所健康推進課も欠席をさせていただいております。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。事前に皆様に紙資料でお送りした



もののほかに、本日、机上に置いてございます資料が、今御覧いただきました名簿の差し替えの資料1、それから、ちょっと細かな表ですが、別紙2-3と書いてあります表の体裁を取っている紙がございまして、こちらも差し替えとして置かせていただきました。それからもう一つは、前回、令和3年度第3回の議事録を確認用ということで机上に置いております。あと、カラーのチラシで、「みつけば皆画展」です。こちらは東京都自閉症協会の委員から頂きました。配付させていただいております。

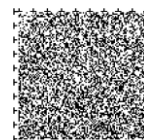
それでは、お手元の大量にあるほうの資料の番号を確認させていただこうと思うんですが、よろしいでしょうか。

まず次第から始まっております、資料1が名簿です。資料2、「せたがやノーマライゼーションプラン～世田谷区障害施策推進計画～の令和3年度実績の報告等について」は、別紙2-1から2-3までございます。資料3、障害者（児）等に関する実態調査の実施についてです。資料4、令和3年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和4年度取組み予定は、概要版と、冊子が資料4-1となっております。資料5、障害者の地域生活支援機能の強化について（国における地域生活支援拠点等の整備事業）モデル実施の概要というタイトルでおつけしています。これは3枚ほどになっています。最後に、資料6、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例（案）の検討状況についてとなっております。資料6は分量が多くなっておりまして、6-1で条例案の条文がついておりまして、6-2として、素案と案の段階の対照表をおつけしています。さらに6-3は、区民意見、パブリックコメントとしていただいたものをおつけしております。ボリュームのある厚い資料になってしまいましたが、パブリックコメントの速報版というのをおつけしている状況です。

資料については以上となります。

それでは、ここからの進行は部会長にお願いできればと思いますが、よろしくお願いたします。

○部会長 皆さん、こんばんは。遅い時間にお集まりいただきまして、ありがとうございます



ます。今日は本当に密な中ですが、議論も密にやっていただければと思います。たくさん議題もあるんですけども、先ほどお話しいただいたように、地域生活支援のこと、それから検討中の条例のあたりをきっちり議論できたらと思いますので、御協力よろしく願いいたします。

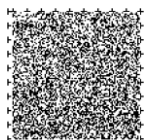
それでは、まず報告事項(1)せたがやノーマライゼーションプラン（世田谷区障害施策推進計画）の令和3年度実績の報告等について、御報告をお願いいたします。

○障害施策推進課長 資料2を御覧ください。現行のせたがやノーマライゼーションプランは令和3年度から5年度の3か年の計画となっております、その最初の1年目の実質的な報告となっております。細かな話になるんですが、別紙2-1を御覧ください。簡単にピックアップして御説明させていただきます。

本当に小さな字なんですけど、左のほうにタイトルがついておりまして、(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行というところから始まってまいります。これが地域移行者数で、3年度の計画としましては10人の地域移行ということを計画しておりましたが、3年度末までのところで22人という数字が出ております。計画を達成しているということで記載しているものになります。地域移行の22人の内訳ですけども、在宅に帰られた方が8人、グループホームに行かれた方が12人、それからサービスつき高齢者住宅に移った方がお2人という内訳になっているものです。

めくっていただきまして、裏面が障害児支援の提供体制の整備等というタイトルがついておりますが、①、②とありまして、③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保とあります。こちらは3年度の確保の計画が7か所だったのですが、これが8か所になっているという実績です。その下が同じように重症心身障害児の放課後等デイサービスですが、こちら計画数としては3年度、4か所となっていたものが5か所確保できているという数字が出ております。

別紙2-2にお進みください。一番上の訪問系サービスというタイトルから始まってまいります。居宅介護や同行援護、行動援護など並んでおりますけれども、訪問系サービス



ですが、計画数に対して実績を見た場合に、利用者のほうは増加しておるのですが、サービスの利用量（時間数）としては計画を下回っているというのが昨年度の状況でした。

同じ表の(5) 訓練系・就労系サービスがございます。自立訓練の機能訓練や生活訓練が計画よりも多く推移をしております。それから、⑦就労定着支援というサービスも実績が上回っているような状況になります。

次のページに進んでまいります。

こちらにもまた障害児通所支援という項目が(6)で上のほうから出てまいりますけれども、ただいまのところ、②居宅訪問型児童発達支援というサービスが、計画数としては2人分を考えていたのが実績を見てみますと43まで増えている、大きな変化があったかと思っております。

資料が進んでまいりまして、別紙2-3、地域生活支援事業の計画と実績という紙になります。上のほうから下がっていきまして、(6)意思疎通支援事業とありますけれども、例えば、手話通訳者・要約筆記者派遣事業というところは、計画としては1104の計画を持っていましたが、実績としては985でした。ほぼ計画どおりというか、やや下回っているところです。その下、③失語症者への意思疎通支援者派遣事業も24という計画をしておりましたが、実績は16という数字になっております。事業の浸透がなかなか行き届かなかったですとか、コロナ禍の影響があったのかなということを考えているところになります。

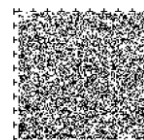
同様に下がってきまして、真ん中、少し下あたりに(9)移動支援事業とあります。こちらにも3年度の計画としては1428を予定していたものが1390と少し下回っている状況です。

別紙2-3も含めて、御説明は以上となります。

○部会長 今の実績の御説明について何か御質問や御意見がおありの方がいらっしゃいましたら、お願いします。

○委員 視力障害者福祉協会です。よろしく申し上げます。

まず、手話通訳者の派遣の実績のことなんですけど、コロナにより外出の機会がなくなったから実績が下回ったという分析なのかということは、今日、聴協さんもいらしているの



で逆に教えていただきたいのと、手話通訳者の人材です。これは実際の話、世田谷区としてはいろいろ育成をされていらっしゃると思います。東京都も併せてやっけていらっしゃるけれども、これは本当に足りているものなのかと。養成については、引き続き、手話通訳者の方の人材確保ということは成果目標の中に入れてあるわけなんですけど、本年度もいろんな課題があると思いますけれども、これはどのようにお考えであるかということです。

それから、移動支援です。移動支援については、私は前々から視覚障害者の立場において、残念ながら、視覚障害者がこの移動支援を利用することができません。何でかということ、この予算化の中においては、重度の障害の方、例えば24時間見守りが必要な方たちに対しては手厚いながら、私ども視覚障害者も重度の障害という位置づけがありながらも、地域支援事業の位置づけがあっても、これを利用するには壁があります。この場で申し上げるわけではないので、また今後、後ほどの障害者の情報コミュニケーションとか、いろんなところの場面でも発言をさせていただきますけれども、そのような問題があるという意味で、確かにパイの中では重度障害の方に対しての時間数の予算の確保はされていても、特定の方にしか使うことができていないというのは、果たして世田谷としてこれでいいのかという意味であると思います。

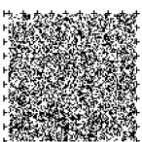
何でこういうことになるかということ、私たち視覚障害は、使うサービスはほぼ同行援護です。しかし、同行援護については壁があって仕事には使えない、いろんなことであっても地域支援事業が成り立つものでありながらも、移動支援がありながらも使えない、人材が足りないということについては、これから前に進めていかないと本当に世田谷が取り残されてしまうよというようなことがあることをどうお考えであるかということをお伺いしたいと思います。

以上2点、お願いします。

○部会長 では、手話通訳については、委員、何かお考えはございますか。

○委員 世田谷区聴覚障害者協会と申します。

今、御質問いただいた手話通訳の派遣の状況について短く御説明させていただきたいと



思います。実際この3年前、コロナの感染状況が広まる前までは、順調にといいですか、派遣の数も伸びていました。だけれども、残念ながらコロナの感染が広まったために数が減っています。最近は少しずつ回復が見られているかなという状況ですが、やっぱり派遣をするのがなかなか難しいという状況が今はまだあります。

社会生活上の派遣という、例えば病院とか学校に手話通訳をつけるというあたりの必要などころは、数は減っていますが派遣は続けている状態です。あと、社会参加上の派遣というところ、例えば町なかと一緒に同行するとか、教養講座を受けるとか、そういった社会生活ではなくて、セミナーに参加するとかそういった状況は、やっぱり数が減っている状況があります。今後はコロナの収束が見込めるといえるのか、落ち着いてくると派遣もまた数が元に戻るかと思っています。

通訳者の養成については、講習会がこの2年間行えなかった状況もあったので、通訳者を養成する、技術を磨くというのはなかなか難しい状況でした。今年度に限っては、数は少ないんですが、講習会も再開しております。手話通訳者もちょっと減っている状態ですけども、今後増やしていけたらいいなと思っています。

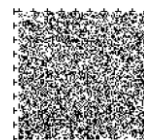
会場の問題もありまして、いろいろなセンターとか区の施設を借りにくい状態です。特に多いのは、うめとぴあです。うめとぴあを借りたいなと思うんですけども、この2年間ワクチン接種の会場でなかなか利用ができない、会場が確保できないという状況が続いておりまして困っている状況です。またうめとぴあが利用できるという要望はあります。

簡単ですが、説明を終わりたいと思います。

○部会長 手話通訳者の利用にしても、養成にしても、コロナの影響でなかなか前に進まなかったという委員の分析です。

では、事務局のほうに、事務局としての手話通訳者の状況とか、移動支援についても御質問がございましたので、簡単にお答えできますでしょうか。

○障害施策推進課長 移動支援のほうのお話をさせてください。先ほど委員からお話があ



りましたように、視覚障害の方の場合には同行援護という総合支援法の事業がありますので、そちらを優先して使ってくださいという制度の枠組みができています。そのために、視覚障害の方が移動支援を使うことはなかなかないというのは承知をしております。それから同様に、全身性障害、重度の障害の方につきましても、大人の方であれば重度訪問介護というようなサービスを使っているのも、意外に移動支援というのを使わない方もいらっしゃる。そういう国の制度と、地域生活支援事業の移動支援との関係というのはなかなか難しいところがあるなということは事業としては感じているところになります。

一方、担い手も大切なところだと思っていますので、視覚障害の方の移動の担い手、あるいは全身性、重症心身障害のような方の移動の担い手、それから、高次脳機能の方の移動の担い手それぞれあるかと思っておりますので、私どもも意見をいただいている部分もありますけれども、そういうところをもう少し、いろいろ状況を把握しながら考えていきたいところはあるかと思っています。

○部会長 世田谷の実情にどう合わせていくかというところはいろいろ悩ましいようですが、委員、今の御説明をお聞きしたところで何かございますか。

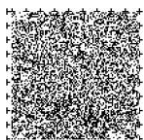
○委員 あとの項目にも関連するので、これで結構です。

○部会長 令和3年度の実績について、ほかの委員の方で何かお気づきのことはおありでしょうか。

○委員 高次脳機能障害者の会です。

今のところの③失語症者への意思疎通支援者派遣事業ですけれども、理由が事業の浸透が届きにくくあるんですが、私もあまりちゃんとした広報を見たことがなかったんですが、どういうことをなされたのかと、これからどういうふうにしなければいけないかと思っていられるかをお聞きしたいです。

○障害施策推進課長 失語症者への意思疎通支援者派遣事業ですが、令和3年度から始まっていておまして、実際のところ保健センター専門相談課に協力いただいてやっているところですが、状況としましては、もちろんコロナ禍ということもあったのだと思いま



すが、専門相談課の分かっている方にお声がけしながら小さく始めていったのかなという
ような印象は確かに持っております。そういう意味で、もちろんチラシとかを作っては
おるんですが、私どものほうで積極的な広報ができていたかというところは、反省すべき
点はあるかと思っております。そんな状況です。

○部会長 今後についてというお話もございましたよね。

○障害施策推進課長 失礼しました。今お話ししたような状況ですので、保健センター専
門相談課とも話をしながら、しっかり区のホームページですとか、周知できるようなこと
はまず考えていきたいと思っております。

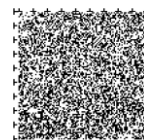
○委員 意思疎通支援者派遣事業なんですけれども、東京都で養成をされていて、実施して
いるのが豊島区と世田谷区しか今ないんです。だから、来てくださっているこの16名の方
も、世田谷区在住だけではなくて、あちこちから来てくださっているという形でやって
いるんです。それを見ると、やっぱり世田谷区だけではなくて、東京都全体も本当にやる気
があるのかなみたいな感じで、ほかの自治体はどうしてやらないんだろうみたいな気も
しているんですね。なので、世田谷区でやってどんどん成果を出して、ほかの自治体を刺激
していくぐらいの勢いでやっていただきたいなと本当に思っているのです、よろしく
お願いいたします。

○部会長 東京の実情も含めて御紹介いただきまして、やっぱりコミュニケーションを取
る、人と向き合うというのは大事なことだと思いますので、また御検討いただけたらと思
います。

○委員 精神障害者の親の会と申します。

別紙2-1の地域移行者数が22人、福祉施設から地域へ移行した方が22人となっている
んですけれども、この22人の方は精神の方とか知的の方とかが混ざった数字でしょうか。
例えば精神の方だと、精神病院から地域に移行させていただいた方もいらっしゃるかと思
うんですけれども、そういう方も混じっていますでしょうか。

○障害施策推進課長 障害者支援施設から地域移行した方の数ということで把握している



もので、把握の段階では障害種別を特定して調査をかけていないのですが、障害者支援施設の多くの状況を考えますと、知的障害プラス精神障害の方がいらっしゃったりするという状況かと思しますので、精神障害のみを持った方の地域移行というのが入っているかどうかというのは、ちょっとどうかなと思っているところです。

○部会長 精神科の病院からの移行というのはこの中には入っていないという理解でよろしいんですね。

○障害施策推進課長 そうです。

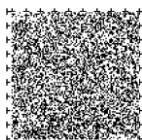
○部会長 そういうことですが、委員、そこまでよろしいですか。

○委員 はい。ありがとうございます。

○委員 今の関連になるんですけども、東京リハビリテーションセンターが開設して4年となりました。ここにお世話になった方もいると思います。その数字の中に、もし今分かればですけども、それでまた地域に移行された方がどれぐらいいるのかなど。前回の推進協でも同じような質問が出ていたように記憶しております。今日、報告がなかったので、とても気になることです。せっかく立派な建物を造っても全然活用されていないんだったらどうなのかなという疑問があるとともに、また、自宅に戻られた方がたしか8名と出ていましたね。逆に心配事として、8名の方が自宅に戻った、また、例えば体調が悪くなったり、病状が進んだりして家族とうまくいけなくなったといったときに、再入院とか、その施設にまた入るとかというようなことを含めて、いわゆるそういう体制がないように感じるんです。

それから、世田谷の場合は、22というのは、これだけ倍以上の方が活用できているという事は安堵のことでもありますけれども、逆にこれでは定員が足りない、定数が足りないということで、移住ではないですけども、世田谷以外の地方に出てしまった方もいるのではないかと思っているんですが、もし今日数字が分かれば、その度合いを教えてください。

○障害者地域生活課長 私から、令和3年度の実績で申し上げさせていただきたいと思



ます。令和3年度は、合計で地域移行は13人です。13人が出ておりまして、その内訳で申し上げますと、グループホームが10人、自宅が3人になっています。このグループホームについては、ほとんどが区外になっております。都の中のいわゆる多摩地域、そちらの市部のグループホームであったり、近隣県です。関東圏の千葉であったり、そういうところへのグループホームが多いです。

○部会長 13人というのは病院からではなくて、令和3年度が13人。

○障害者地域生活課長 令和3年度のうめとぴあのほうから地域移行された人数です。グループホームが10人で、自宅が3人ということです。

○部会長 そうなのですが、グループホームも区外が多いということですので、このあたりをどう考えていくかというあたりは、また今後の私たちの課題でもあるかと思いますが、委員、確認したところでよろしいですか。

○委員 結構です。ありがとうございます。

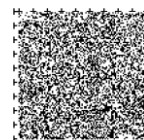
○部会長 それでは、ほかにぜひこのことをという委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

では、次に用意をしていただいている報告事項として、(2)障害者（児）等に関する実態調査の実施について、資料3の説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 資料3を御覧ください。障害者（児）等に関する実態調査の実施についてというタイトルです。

主旨にありますとおり、今は令和3年度から5年度の計画期間中ですが、次のせたがやノーマライゼーションプランの検討に向けまして、この計画の基礎資料とするための調査を今年度の秋から実施をするという予定をしております、この調査内容について御意見をいただければという趣旨となっております。

別紙3-1、令和4年度障害者（児）実態調査（案）をおつけしております。調査項目が表形式で並んでおるのですが、その左側辺りに追加と書いてある項目が幾つかございます。こちらは事務局案でして、それを御覧いただければと思っておるんですが、調査項目



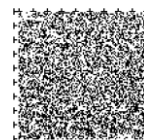
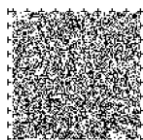
の基本事項として、例えば性別や年齢、同居人、住まいの状況や障害の種別等という基礎的な情報をお聞きする中で、続いて、日常生活についての質問が出てまいります。追加と事務局案として入れておるんですが、ここにはコミュニケーションの際の不安・悩みという書き方をしておるんですが、考え方としては、コミュニケーションに関する質問が一つしかなかったものですから、もう一つ追加できないかなと、そのような趣旨でこの項目を設けております。

2ページ目に行っていただきますと、主な介助者または支援者についてという項目がありまして、そこでも1つ追加をしまして、文字としては通学しているかという書き方をしてしまったんですが、ちょっと分かりづらいのですが、これは障害の方の介助、また支援をしている方について聞く質問なのですけれども、ここで考えたのは、ヤングケアラーのような方たちのことをお聞きする項目にできないかという意味で、支援者として障害の方に関わっているけれども、学校に行けているとか、行けていないとか、そういったことが聞けるような項目が設けられないのかということ考えた項目で、聞き方はもう少し工夫があるかと思っておるんですが、何しろ支援者の項目にヤングケアラーを意識した質問が入れられないかと考えたものです。

それから3ページ目に進んでまいりますと、真ん中下のほうに福祉の相談やサービス情報についてとあります。ここに地域生活支援拠点についてと書きましたが、これも本日の資料5に関連してまいります。緊急時の受入れ、あるいは対応のことですとか、体験の機会ですとか、そういったことについての質問を入れられないか、そのような趣旨、意図をしまして追加質問を考えていっているというものになります。

続きまして、障害理解、差別の解消や権利擁護についてという項目が出てまいりまして、ここも同様、本日の資料6に出てまいります。今度、条例をつくっていく予定をしておりますので、こういった差別解消に関することを質問として入れられないか、そのようなことを考えて事務局案を作っているところです。

続きまして、別紙3-2は、事業所向けの調査になります。同じく追加と書いておりま



すのが、真ん中よりちょっと上、介護職の退職が多い理由について、こういう質問を追加してはどうかというのが事務局案です。事業所関係で追加としているのは、この1点だけです。

今、幾つか御説明を申し上げましたが、こういった形で障害者（児）の方に向けた調査、事業所に向けた調査と二本立てでありまして、調査項目自体は大きな変更はせずに、何問か追加、あるいは何問か消すような形で、4年度の秋に実施していければということを考えているという資料になってございます。

あと、別紙3-3以降は、令和元年11月に実施しました調査を参考としておつけしております。

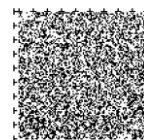
御説明は以上になります。

○部会長 新しいテーマについても盛り込んでくださっているようですが、実態調査について御意見、御質問がおありの方はお願いいたします。

○委員 区民委員と申します。

実態調査のスポーツについての設問のところで、観戦したい障害者スポーツというところが削除になっていることと、それから、その下にやってみたい障害者スポーツという項目があるんですけども、これは何で障害者スポーツというふうに限定しなければいけないのかなというのがちょっと違和感を持ちます。観戦したいのであれば、スポーツ全般についてお聞きする、それを観戦したいときにどういったバリアがあるのかということ幅広く検討すれば、例えば、そこまでの経路ですとか、その施設のありようということを検討することにつながると思いますし、やってみたいスポーツに関しても、決して限定する必要はないのではないかと思います。なので、削除しないでほしいなということと、障害者スポーツと限定しないでいただければというふうな希望を申し上げたいと思います。

その上で、最後の障害者スポーツ推進に向けて必要な取組みというのは、スポーツの推進ではなくて、スポーツを楽しむ環境というか、そういうものに親しむ環境整備に関して必要なものは何ですか、というような聞きようになるのではないかと感じまし



た。

○部会長 私たちどっぷりつかっている者にはとても新鮮な御意見だったのですけれども、部長、お願いします。

○障害福祉部長 スポーツのほうでパラスポーツを推進していくという部分があったので、その部分を特に強調してというようなことがあったので、障害者スポーツはそもそもパラスポーツに置き換えなければいけないことと、そうしたことを踏まえて、今の御意見で、修正については考えてみたいと思います。

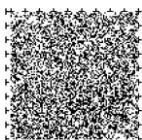
そもそもパラリンピックもあった関係で設問をつくっていたり、これが実は区民意識調査とかぶっていたりということがあるので、その辺を踏まえて修正を考えさせていただきます。

○部会長 このあたりもいろいろ議論のあるところではありますが、ほかに何かお気づきの委員の方はいらっしゃいますか。

○委員 質問と意見と1つずつございます。まず、追加項目のところですか。日常生活のところ、コミュニケーションの際の不安、気がかりみたいな項目がありますけれども、質問の調査項目には入っていないと思うんですが、そのあたりについて教えていただきたいというのが質問の1つ。

あと意見としましては、4の(1)ですか、質問12です。意思疎通のための特別な技術という質問があるかと思うんですが、例えば聞こえない人に対して手話とか、筆談というところのやり取り、それをやるんですけれども、特別なとは考えていないんです。自分としてはそういうことが当たり前というふうに思っています。なので、何かと聞かれると答えられないんですね。それは使っていないという人がいるかもしれないんですけれども、質問のやり方というか、そのあたりをちょっと考えていただきたいかなと思っています。特別な用具を持っていますかというようなところがあるんですけれども、そのあたりはもうちょっと質問の仕方を考えていただきたいかなと思っています。

○部会長 本当にそれぞれのお立場から大事な御指摘をいただいていますけれども、事務



局、今の時点で何かございますか。

○障害施策推進課長 別紙3-3という資料を御覧いただくと、こちらは令和元年に配ったものを参考にそのままおつけしているのですが、その前にある一覧表形式の別紙3-1とのずれがありますので、その辺は御理解いただければと。3-3にはないけれども、コミュニケーションの不安のことですとか悩みのことについて、今度やるときには新しく追加できないかということ考えたことがまずございました。

それからもう1点、意思の伝達を図る場合の特別な技術や用具という御質問のところですが、ここに手話が入っているというところですが、おっしゃることは理解できましたので、今度、令和4年度版としていくときには、もう少し考えて工夫していきたいと思えます。

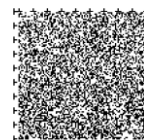
○部会長 いろいろ新しい調査になりそうな気がしてきましたが、ほかに何かこのことで。

○委員 東京都自閉症協会です。

2点あります。令和3年度の障害者（児）実態調査の参考につけていただいているものの2ページ目の性別のところですが、答えたくないを追加というふうに書かれていますけれども、答えたくない、これはいろいろ議論があるところだと思うんですけども、答えたくないではなく、やはりその他とかにしたほうがいいのではないかというのが私の意見です。

あともう一つ、3ページの発達障害の種類のところなんですけれども、ここは多分、議論される場だと思うんですけども、自閉症とアスペルガー症候群を分ける記載というのはもうしなくてもいいかなと思うので、自閉スペクトラム症で統一して、そこでその他の発達障害もあるし、アスペルガー症候群をわざわざ出さなくても今はもういいかなと思えます。

○部会長 また大事な御指摘をいただきましたので、これは踏まえて御検討いただくということで、ありがとうございます。ほかに何かお気づきの委員の方はいらっしゃいます



か。

では、今日のところはここまでで、意見票などもあるので、またお気づきのことがあればそういうものも使って御意見をいただければと思います。

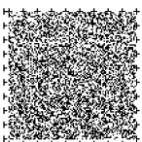
それでは次に、報告事項(3)令和3年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和4年度取組み予定について、お願いいたします。

○障害施策推進課長 申し訳ありません。先ほどの資料3の関係です。今、様々御意見をいただいたのですけれども、別紙3-5としまして、実態調査に関する意見用紙というものもおつけしておりますので、こちらも御活用いただければと思っております。こちらは7月28日までの締切りで募集をしたいと考えております。

続いて、資料4に進んでまいります。令和3年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和4年度取組み予定についてです。

概要版で御説明させていただきます。令和3年度の取組みという資料です。＜1＞障害者差別に関する相談等の状況となっております。こちらは障害福祉部におります専門調査員のほうに寄せられました相談の内訳を一覧にしました。表の中で、相談等の内容、それから主訴とありまして、右のほうに確認後の分類変更や変更後と並べておりますが、この差別に関する相談なんですけど、お申出の主訴を確認いたしますと分類が変わってくるものが多いものですから、こういうことが対比できる形で表にしております。例えば、不当な差別的取扱いについてというのが主訴としましては6件届いておるのですが、お話を伺いまして、変更をした結果、この分類が1件になっている、そのような状況になります。

私もどうしてかなと思って、具体的な事例を見てみますと、例えば障害のある方が職業訓練校に通っていて、そのクラスメイトや講師からいじめを受けたんだけど、これは障害者差別、不当な差別的取扱いじゃないかというふうにお申出がございましたが、専門調査員がお聞きした結果としては、いじめの問題というようなところもありまして、これはその他に分類できるだろうとしていったりします。それから、後ろのほうにも事例で出てくるんですけども、空港へ行くときのリムジンバスが精神障害の方の割引をしていない



んだというところがありまして、これは不当な差別だというようなお申出がありました。これについても専門調査員としてはその他という形で分類していったり、そのような形で、お申出の内容が主訴と変更後でかなり変わってきているような表になっております。令和3年度全体としては、21件の御相談がありました。令和2年度が36件でしたので、マイナス15件となっております。

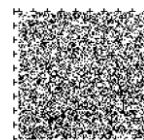
②相談者の分類です。当事者が52.4%で11件、家族が23.8%で5件となっております。当事者からが5割、6割というのは例年どおりのような状況となっております。

次のページに参ります。③相談等への対応内容となっておりますが、障害者差別解消法に基づく対応としまして、相手方への訪問・電話等を通しての状況確認や、区が実施する事業や補助事業の所管課への対応依頼といった形で幾つか並んでいることを確認してください。

<2>具体的な事例で、区における事例というのを2件記載しております。1点目が区の窓口での対応についてとなっております。これは区の職員から専門調査員に来た相談なのですが、区役所の窓口で手続中の電動車椅子の方が、ほかの区民の利用者さんの妨げになっていたのも、窓口の後ろにいた職員が、対応中の職員に車椅子の方の移動を促したところ、当事者の方から、自分を無視して動かすのは不当だ、差別だというようなことを言われました。それをお聞きした職員のほうも、なぜ差別なのか分からずにいたところ、分からないということも差別だと言われてしまったけれども、どうしたらよいかという相談が区の職員から寄せられたというものとなっております。

問題点としましては、当事者に声をかけずにいたことは当事者を無視しているのと同じことですので、個人の尊厳を傷つける行為であったと考えられますというところで記載をしております。

対応としましては、こういったことをお伝えしまして、合理的配慮の確保についても説明をしているところです。あと、庁内にはメールマガジンで周知をしているところになります。



次の3ページ目、もう1件の事例、②は投票所での対応についてです。

こんなことがあったと、これは当事者の方から専門調査員にお話があったというケースです。投票所で自分が記載をしているときに、職員が自分のそばから離れずにいて、そばにいるんですか、離れないんですかと言うと離れてくれたんですけども、言わなくても分かってほしいんだよと、そのようなことでございました。

回答は求めないけれども担当課に伝えてほしい、話してほしいということです。

こちら投票所の従事者が手助けが必要という思い込みで、当事者の御意向を確認しないまま必要以上の対応を行ったと考えられるというふうに分析しております。

同様に、こういったことをお話しした上で、庁内にも周知をしていると。そのような事例を2件御紹介しました。

続いて、<3>障害理解の促進と障害者差別解消の周知・啓発です。

①は商店や事業所への助成、補助の事業の実施なんですけれども、昨年度、商店に対して、スロープや点字メニューの購入助成を行いまして、2品目を6事業所に設置をしたという状況です。

それから、②区民・事業者等への制度の普及啓発という項目ですけれども、研修や講演会の実施、区独自のパンフレットを小学4年生に配っているところ、それからもう一つ、小学校に手話講師を派遣しておりまして、こちらの聴覚障害者協会さんの御協力もいただきながら、昨年度は22校、69クラスに手話講習を実施したところになっています。

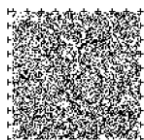
<4>障害者差別解消支援地域協議会等の開催です。

区のほうでこういった会議体を持っておりまして、年間2回開催しておりますという報告になります。

次のページに進んでいただきまして、4ページ目、庁内での取組みです。

庁内の推進委員会のことですか、メールマガジン、それから、職員の対応ガイドブックを新しく第3版としているところを記載してございます。

令和4年度の取組み予定としまして、今までお話ししたような3年度と同様の取組を基



本的にやっっていこうということで書いてございます。

5ページ目に進んでいただきまして、今日の案件にもございますが、新しい条例を準備しているということをこちらにも記載しているところです。

御説明は以上になります。

○部会長 具体的な事例、選挙のこともありますが、参院選に向けていろんな議論が起こっているところかと思えます。いろいろお気づきのことがおありの委員の方はいらっしゃるかと思えますが、御意見をいただければと思えます。いかがでしょうか。

それでは、このテーマはこの後の条例にも関わってくるので、何かお気づきのことがあったらそちらで御意見をいただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、協議事項に入っていきたいと思えます。

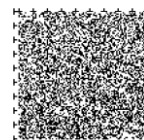
最初に、地域生活支援についての資料を用意していただいていますので、資料5をお願いいたします。

○障害施策推進課長 資料5を御覧ください。障害者の地域生活支援機能の強化について（国における地域生活支援拠点等の整備事業）モデル実施の概要としております。

こちらは前回の協議会でも御説明させていただきましたが、3月の時点から少し形が変わりまして、モデル実施として煮詰まって固まってきている部分があるものですから、そういったところの御紹介になります。

まず、資料の真ん中辺りに四角囲みで、拠点等整備事業を構成する5機能があります。国における地域生活支援拠点等の整備事業というのが、こちらにあります5つの機能を想定しておりまして、このうちの3つ、①相談、②緊急時の受入・対応、⑤地域の体制づくりを区としては優先して取り組んでいくんですということです。

2、区における拠点等整備事業の方向性を御覧ください。素案という形になっておるんですけれども、まず拠点等整備に当たっては、面的整備型でいくんですということを記載してございます。



それからもう一つは、3つの機能に優先して取り組むというところ。それから、世田谷区は5地域ありますけれども、北沢地域をモデル地域として試行を開始し、5年度以降に区内全域に展開をしていきたい。

まずこの3点を方向性としてお示しさせていただいております。

その上で、3、令和4年度のモデル実施の概要ですが、今年度、秋から試行を開始してまいります。緊急時バックアップセンターという名前をつけましたが、障害当事者や家族等からの緊急時の相談に対応するため、24時間体制で利用者に応じたコーディネートを行うセンターの試行を開始したいということです。

もう一つは、専門サポーターの試行開始と書いています。緊急時バックアップセンター、状況に応じていろんなコーディネート、特にショートステイ、短期入所のコーディネートが多くなると思うんですけれども、実際に施設を使う方ばかりではないと考えられますので、在宅で介護や見守りなどのケアを行う専門サポーターというのも事業として設けてまして試行を開始していこうというところです。

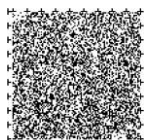
その下は、「相談」と「地域の体制づくり」についてとしておりますけれども、地域のネットワークを強固にするための連絡会を開催していきますということを記載してございます。

2ページ目を御覧ください。

緊急時バックアップセンターの概要としております。

利用対象ですが、今考えてございますのは、65歳未満の障害者または障害福祉サービス受給者証を所持している方ということを考えています。北沢地域でのモデル実施の期間中は、北沢地域にお住まいの方、それから北沢地域で障害福祉サービスを利用している方を基本としながら、区内のほかの地域に住んでいるけれども、この事業に登録を希望しますよという方についても対応していこうと、このようなことで利用対象を想定しております。

その下に(2)利用者の事前登録と書きました。緊急時のコーディネートというのは、実



際に円滑に行っていくためには、御本人や家族の状況、あるいはケアの方法など、あらかじめ把握しておく必要があるだろうと、そのようなことを基本としていきたいと考えております。ただし、事前登録がない方であっても、必要時に対応できるような連携体制は構築しておこうということも記載しております。

その下が(3)対応の流れというふうになっていくんですけども、この流れについては、3ページ目の真ん中のイメージ図で少しお話をさせていただきます。

このイメージ図の上のほうに本人・家族というイラストがありますけれども、事前に登録いただいて、緊急時にバックアップセンターに対応を依頼する。

このバックアップセンターとしましては緊急時の判断をすることになっております。内容に応じましては、左側、急病やケガ、トラブルであれば、救急や消防、警察に御案内、引継ぐもこともあるでしょうということです。

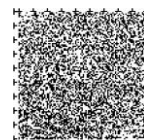
それから、右側、緊急ですよというふうな御相談があったけれども、実際には家族全体の調整、あるいは生活の立て直しが必要だよということがあるかもしれません。そういった場合には、本来の相談支援機関におつなぎしていこうではないかと。

この緊急時バックアップセンターは、当面の生活の維持のためのコーディネートを基本的にやっっていこうということで、真ん中の下、専門サポーター、ヘルパー、短期入所施設、移動が難しければタクシーなどのコーディネートをしながら考えていこうといったことを流れとして想定しております。

今年度、委託を考えていくものですから、3ページ目の上のほうで、区内の社会福祉法人への委託を予定しているというふうに記載をしております。

続きまして、4ページ目に移ってください。

もう一つ、イメージ図があります。こちらモデル地域での試行イメージとしました。こちら御覧いただきまして、その下が令和5年度以降の取り組みとしております。今年度、10月から年度末まで半年ほど試行をしていこうと考えておりまして、その中で以下の3点について評価・検証を行っっていこうということで、これを評価・検証を行いな



ら、区内全域への展開に向けた検討をしていきたい。ア)、イ)、ウ) とありますが、1つは、モデル地域での実施内容を区内全域に展開する際の課題について、その次が利用者の障害特性や状況に応じた緊急時のコーディネートについて検証していこうと、3点目は、相談支援機関の相互の連携や相談支援機関と短期入所施設との連携についても考えていこう、こういったところを検証してまいります。

続きまして、5ページ目を御覧ください。

(2)「体験の機会・場」「専門的人材の確保」の2機能についてとしております。

もともとあった5機能のうち3つを優先しますと考えましたので、残る2つの機能については、区立保健センターや世田谷区福祉人材育成・研修センター等との連携も視野に入れまして、6年度に向けて検討を進めていきたいと考えております。

スケジュールについては、記載のとおりです。

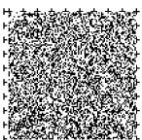
御説明は以上です。

○部会長 先ほどの地域移行との関連でも、この地域生活をどう整備していくかが大事だというような御意見をいただきましたが、今の御説明をお聞きになって何か御質問、御意見がおありの方がいらっしゃいましたらお願いします。

○委員 質問なんですけれども、前回の推進協の中にも説明、方針がありましたけれども、現在、災害のことも含めた個別支援計画を全国で策定するというのが決まっています。

世田谷区は、現在、玉川と砧を中心に策定に動こうという実態があるんですけども、この緊急時の捉え方というのはまた違うかもしれないんですが、このようなセンターをやるんだったら、当然それを利用する方は、個別の支援計画ができていなかったら、またどこに行くのかと、いろんなことでたらい回しになるのではないかという不安を感じました。

それから、社会福祉法人でやるといった場合でも、前回の推進協の中でも意見を言わせていただきましたけれども、本当に緊急時のときはみんなで助け合わなければいけな



い、行政だけではできないということいろいろ選定されたと思うんですが、私は、例えば社会福祉協議会とか、そういった人材の活用ということも必要性があるのではないかと
いう要望、提案はいたしたと思っています。

それで、社協も社会福祉法人のところなので、今どこかということはまだ決まってい
ないと思うんですけども、日頃、障害の方が利用されているところというのは恐らく福
祉の事業所とか、そういうところとの連携が取れていないとできない問題なのかなと思っ
ているんです。

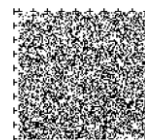
それから、つくったら、今後の個人情報を含めた管理をどうするかということをしてい
かないと、たしか個別支援計画の対象になっている方は世田谷区内では8000人ちょっと
ということをやっていると思うんですね。

これは北沢のモデルであって、お聞きしていると、北沢以外の地域に住まわれている
方も対象になるということであつたら、北沢にかぶってしまうんじゃないのというような
心配があるんですけども、その点については、個別支援計画の進み具合もまだできてい
ないというふうに私たちの視覚障害者の団体では思っています。それをどう解決して前に
進めていくのかなというのを聞きたいんです。お願いします。

○障害施策推進課長 まず、緊急時バックアップセンターでの緊急の考え方のところが大き
きなところになるかと思っていまして、私どももこの検討の中で様々な御意見をいただき
まして、どういうふうに整理をしていこうかと。

今日、読み上げの中では少しはしょってしまったのですが、お話しさせていただ
いたところで言いますと、この緊急時バックアップセンター自体は、災害時という緊急
事態は想定しておりませんで、どちらかという、御家族の介護ができなくなったような
状態の中で、当面の生活の維持のためのコーディネートをしていくんですけど、こういった
ところに焦点を当てていこうという事業を考えております。

この事業としては、こういったコーディネートをできるような社会福祉法人に委託を
考えていこうというところで予定していることを御理解いただければと思っております。



○保健福祉政策課長事務取扱 避難行動要支援者の御質問がありましたので、私から何点かお答えします。

まず、国のほうでは、法改正に伴いまして個別避難計画については5年間で作成というお話がございましたが、世田谷区については3年間で何とかつくりたいと考えていまして、まず今年度については、水害の地域ということで、こちらを中心に約500名の方を対象に今作成をしております。

まず水害につきましては、台風等であれば事前に分かるということで、避難ということをもまずは考えて検討しているところです。

次に、その水害地域以外につきましては、地震の際ということ想定しまして、この場合は事前の避難は難しいので、この個別避難計画につきましては、移動避難というよりは避難先でどういう支援が必要かといった観点から作成していこうと思っていまして、これは令和5年度から取り組んでまいりたいと考えております。

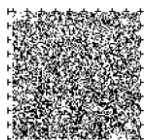
次に、社会福祉協議会のお話がありました。地区にいる社会福祉協議会につきましては、現在は、地震のときには地区のまちづくりセンターに参集するということになっておりますが、具体的には、常勤職員1名、非常勤の方1名の2名と少ないので、恐らくまちづくりセンターと一緒に地区の被害情報等を確認していくことになるかと思っております。

避難行動要支援者の方の安否確認等につきましては、まちづくりセンターとは別に支所の保健福祉課に人員を集めて、こちらのほうで対応していきたいという計画になっております。

続いて、個人情報のお話がありました。御指摘のとおり、本人の同意があった場合に個別避難計画を作成するというのが法のつくりになっておりまして、緊急時の場合には、そういった名簿の開示ができるというのが法のつくりになっております。

一方で、災害が起きたときに急に名簿を開示されてもそれに対応できるのかという問題がございます。

このあたりは、私たちも、災害時のほうの法律で対応していくべきなのか、あとは社



会福祉法の改正がありまして、重層的支援体制整備事業という中で、配慮を要する方々への個人情報の取扱いという問題もありますので、そちらの観点からも含めて対応ができるかどうかというのはこちらで検討しているところです。

○部会長 委員が御心配されていたところですが、福祉の実績のある団体にというようなことや、災害時の個別避難計画などについても、世田谷での水害の体験なんかも含めて早い段階での対応というような御意見をいただきましたが、委員、お聞きになって何か。

○委員 確かに手探り状態でこういうことをやることは決して否定しません。すばらしいことだと思います。

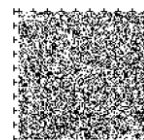
ただ、個別避難計画にしても、こういうところで窓口があっちにもこっちにもあると、障害当事者も一体どこで何をやるのということで、相談支援体制についても不安が生じているんですよ。

本来ならば保健福祉課に駆け込むべきことができているために、私も福祉相談員を7期やらせていただいていますけれども、現在では数多くの困り事としての不安が起きているんです。

だから、ここをきちっとやっていかないと、先ほどの課長の説明を聞いて、結局は災害時ということではなく、親亡き後対策ではないですけども、梅ヶ丘の拠点も含めた、うめとぴあも含めた、あと地域移行も含めたところでどうするかということをやるといことで、北沢地域を選んだのは、もしかしたら、うめとぴあが地元にあるからなのかなと勝手に思っていますけれども、それがいいか悪いかは分かりませんが、いずれ令和5年度以降、全支所にわたって横断的にやるということについては、実績がないとなかなか横断的にいかないかなという不安は当事者としては持っています。

ただ、私たち障害者の当事者団体としても必要性があるということですから、ぜひ実現できるように一緒にやっていきたいと思います。

○障害福祉部長 今、委員からもお話しいただいたとおりで、多分当初は緊急の捉え方を



含めまして、このスタートは若干混乱があるかというふうには思っています。

ただ、それをなるべくないようにと思いますけれども、まずしっかりと踏み出して、その上で、今、委員からもあったように、様々な御意見をいただいて整理できるものをきちんと整理していきたいと考えています。

その先に、先ほどお話にあった災害時のところと、今ある親亡き後も含めて、平常時の緊急時というところがうまくリンクするような流れになっていけばそれが最善かと思うんですけれども、そこのところは実際にやっていながら御意見をいただいて、世田谷らしいいいものを皆さんと話し合っとうまくつくっていきたいと思いますので、引き続き御意見をいただければと思います。ありがとうございます。

○部会長 では、委員から、またちょっと違う御視点でお願いいたします。

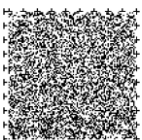
○委員 質問をさせてください。

この緊急時バックアップセンターの体制というのはどういうふうなイメージで、ここで緊急時バックアップ体制、24時間対応ということを行っていくという構想の中で、どのような具体的な人的な体制ということ想定されているかというのは、いかがでしょうか。

○障害施策推進課長 イメージとしましては、まずメイン、核となるような相談員がいて、いろんな相談、難しい相談も入ると思うので、その人の経験とノウハウ、蓄積したものを使っただきながら対応していきたくらうと。

プラス、実際にお電話をお受けしたり、場合によっては御本人のところに向って状況を把握するようなこともあるでしょうから、そういったことで実際に動けるようなものも含めると、日中も、夜間も含めて複数体制で受けるような状態にしておいて、それを24時間対応できるようにしておきたい、職員としてはそのようなことを考えております。

ただ、実際には、平日の日中であれば支所の保健福祉センターなども窓口が開いておりますので、バックアップセンターに入った連絡なども、そういった支所も含めて相談機関ときちんと情報確認、連携しながら対応することをやっていけたらと思っております。



一方で、平日の夜とか土日、区役所の窓口が閉まっている場合がありますので、できる限り、このバックアップセンターが対応しながら、もし待てるのであれば月曜日を待つ場合もあるでしょうし、難しければ、土日、夜間を問わず区の職員のほうに問合せ、必要な情報を得て連携していくということもあるかと思っております。御説明になっていきますでしょうか。

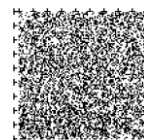
○委員 ありがとうございます。

複数体制でというお考えということで安心をしました。かなり高度な判断とか、実際の情報収集も含めて、あるいは調整も含めて進められていくときに、複数体制という中でないとなかなか難しいかということをおもっておりましたので、そのほうで進めていただければと思っております。

○委員 私はこの事業にすごく期待していて、いろんなところからやっぱり注目されていますし、本当にうまく行ってほしいなと思っているんですけども、2点確認させていただきたいのが、1つは利用対象なんですけれども、障害者または障害福祉サービス受給者証を所持している方というのは、受給者証や手帳は別に必須ではないという認識でいいのでしょうか。

何か条件というのはなく、障害者であるということであれば使えるということでもいいのかということ1点お聞きしたい。

もう一点は、緊急時の対応依頼については、本人または家族からの電話連絡のほか、保健福祉センター保健福祉課等の相談支援機関からの連絡にも対応するとありますけれども、この機関というのはどういった機関を想定されているのかということもお聞きしておきたいと思いました。個人的になぜ関心が高いかというと、やはり手帳だったり、受給者証を持っていない発達障害の方で、家庭内でかなり混乱があったり、パニックがあったり、暴力があったりした場合に夜間に相談というのがあったりするんで、そういった場合の対応とかができる場所だったらいいなというふうに思って、質問させていただいています。よろしくをお願いします。



○障害施策推進課長 まず利用対象のところですが、今の考えとして、障害者手帳を持っていることを要件とするということは考えておりません。

御本人、御家族、障害等のある方としての支援が必要なんだというお申出で受けていくものかなと。

それから、受給者証を所持している方としましたのは、65歳を超えていても障害者サービスを使っている方がいらっしゃると思ったので、やや柔軟にできないかというところで、この「又は」というところをつけております。

それからもう1点、相談支援機関の機関の具体という御質問でよろしかったでしょうか。ここで考えておりましたのは、相談支援機関というのは、保健福祉センター保健福祉課や地域障害者相談支援センター「ぽーと」、それから相談支援事業所を主な相談支援機関と考えておりました。

ただ、実際に障害分野に限らず、相談に乗っている機関がその他あるということは承知しておりますので、この事業が始まっていく中で、いろんな分野の相談機関との連携もあり得るかなということは想像しております。そんな状態です。

○部会長 委員、よろしいですか。

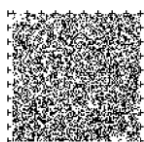
それでは、緊急時ということですので、委員も何かお気づきのことがありましたら。

○委員 様々なケースがあると思うんですけども、この対応する人もいろいろいらっしゃると思います。一律ではないと思うんですけども、マニュアルのような形で、あまりに対応が違い過ぎないような方法を取っていくというやり方になりますでしょうか。

10月開始ということで、もう日も短いですが、そのようなケースに対する対応の仕方の統一というのはどういうふうにお考えになっていますでしょうか。

○障害施策推進課長 マニュアルという文章の形でどのようにできるかというのは、時間の関係もあるんですけども、おっしゃるとおり、対応の統一というところはやっていけるように準備をしていきます。

実際に受託していく法人ともしっかり話合いをして準備をしていきたいと思っております。



ます。

○部会長 では、委員からもぜひお願いいたします。

○委員 こういうふうにモデル事業などを実施なさるのはとてもありがたいと思いますし、重要なことだと思います。

今回は、災害時以外のことを想定してということになりますが、やはり世田谷区は多摩川も流れておりますので、災害時に結びつけられるように、個別支援計画などはデータベース化して、モデル事業のデータなども蓄積し、後に数値化したものを反映できるようにというところまで想定して検討していただいていますでしょうか、それとも、この先、何かそういう考えがあるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

○部会長 新しい委員の方ですと本当に新しい視点で御意見をいただけるなど、ありがとうございます。

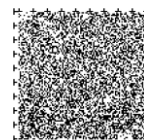
○障害施策推進課長 地域生活支援拠点等の整備事業という5つの機能がございしますが、例えば、この機能に相談支援事業ですとか短期入所施設、あるいはヘルパー事業所のようなところが事業所として参加をしていくという仕組みがあります。

今回、この試行を始めていくわけですけれども、この試行をしていく中で得られたお一人お一人の情報を、もし御本人、御家族内の同意がある中でうまく共有できるようなことが考えられれば、御本人たちの実際の緊急時の円滑な支援が進む可能性があるというのはお話として分かりますので、次の段階の検討としていけたらなど、そんな話は出ているという状況です。

○部会長 緊急時対応ということですので、医療関連の委員の皆様から、では、委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○委員 世田谷区医師会でございます。

今コロナで自宅療養者の対応というのはやはり24時間体制で、いわゆる外部委託をしてやっています。ファストドクターとかそういうところですか。そういうものを想定している



のか、それとも、本当に区の方々とか、既存の施設、事業所が対応していくのかというのがまず1つ。

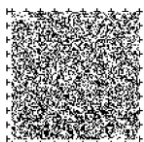
あと、またちょっと話が違うんですが、緊急時の例で①から⑥まで想定されているんですけれども、①の健康に関する場合は、一つ、救急車等を頼めばいいのかなというのがあるって、ほかに③、④、⑤、⑥は、真夜中とかにそういうことが起きてくるのがどの程度あるのか、24時間体制で見なければいけないのかどうかというのが一つあります。

それから、今回、緊急時バックアップセンターをつくるというのはいいことだと思うんですが、現時点でこのような障害者の方が困ったときに、どういうふうに具体的に対応されているのか。

やっぱり区というのは業務が大体日中で終わってしまうと思うんですけれども、現状、障害者の方々が困ったときにどうされているのか実態を教えてくださいと思います。

○障害施策推進課長 まず、現状のところから御説明させてください。当然これから考えている事業は今ない状態というところで、当面の生活の維持のためのコーディネートが必要な状態になったとき、基本的には、支所の保健福祉センター保健福祉課に連絡が来て対応しているというふうに認識をしております。

土曜日、日曜日も区の職員は連絡がつく体制は取れている状況ですので、できるところでやっている。ただ一方で、実際に真夜中ですか土日の対応が頻発しているような状況ではないと聞いておりますので、既存の相談支援機関で対応はしているという状況です。ただ一方で、今そういう状況ではありますけれども、この緊急時対応というところで、例えば御本人のコーディネート、短期入所施設を探していく対応ですとか、相談機関がなかなか苦労しているような状況もありますし、そういったコーディネートにはそういった場面なりの特殊なノウハウというんでしょうか、専門性もありますので、そういうところも含めて、新しくできるバックアップセンターは支所の保健福祉課もバックアップをしていこうと、そんなことを考えていきたいと思っております。



それから、コロナのお話も出ましたけれども、具体的に新型コロナウイルスということは書いてありませんけれども、緊急時の例の⑤にありますような介護者や支援者が疾病や事故等により云々とありますので、この例の一つとして、新型コロナ感染症のような感染症もあり得るのかと思っております。

ただ、あとは実際、コロナに限らずだと思うんですけども、感染の内容、あるいは介護者の状況、御本人の状況によって、どういったコーディネートが最適な方法かというのは、そのときによって考えていくかと思っております。

○委員 やっぱ夜中に全てを対応するというのは難しいと思うんです。ただ、障害者の方が夜中に困ったときに話を聞いてあげられる、そういうサービスであればいいと思うんです。

話を聞いて、では、明日日中にこういうところで相談しましょうねとか、そのようなアドバイスをしてあげれば、夜中に困った、困ったという人に対する助けにはなると思うんです。

そうする場合には、そこまで専門性がなくてもきちっと話を聞いてあげてという人が夜中、24時間対応できていればいいのかと思っております。

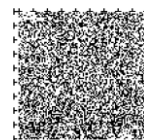
○部会長 貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

ほかに地域生活との関連で、このことをぜひという委員の方はいらっしゃいますか。

それでは、今日もう一つ大事な議題がございます。今、世田谷区で検討している障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例です。これについて、資料6を基に御説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 資料6を御覧ください。世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例（案）の検討状況についてでございます。

1の主旨ですが、障害のある方の地域生活の支援や意思疎通手段等の保障を行い、障害理解の促進や障害者差別の解消を進め、地域共生社会を実現するために必要な施策展開の基礎となる条例の制定に向けて各方面から御意見をいただいております。



そして、5月下旬にはシンポジウムの実施、パブリックコメントの募集を行いました。条例内容について検討を重ねてきたところです。このたび、私ども区としましては、心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況や状態にある区民が互いの多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、共に暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会を実現するため、この条例を制定するものです。パブリックコメント等を踏まえた条例案の検討状況について報告いたします。

経過については、記載のとおりでございます。パブリックコメントが5月31日から6月21日まで行われました。

その下に、なおというところがありますが、専門家会議を区のほうで行ってございまして、この会議などから、条例の前文のような位置に当事者の思いや議論の経過を入れてはどうかという御意見もいただきました。

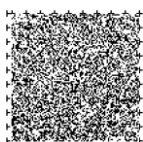
その後の検討におきまして、前文には、条文との整合性を考慮したほうがいいだろうということもあり、法令や区の取組の経緯等について記載することになりました。このため、当事者の思いや議論の経過、手話言語のことについて、条例施行時の区民周知用パンフレットに説明を記載することを検討しているという状況です。

2ページ目にお進みください。

区民からの主な意見（パブリックコメントの結果）としております。パブリックコメントは、137件いただきました。今日、別の資料でおつけしておりますけれども、分類したところ266件という数になっておるという状況です。

その下に代表的な意見と区の考え方というところを3つほど記載してございます。障害の社会モデルの説明を加える必要があるだろうという御意見をいただきました。これについては追記を検討していきたいということで考えております。

2つ目です。性の多様性の記載があるけれども、性的指向や性自認が記載されていないので記載すべきですよという御意見をいただきました。こちらについても追記を検討していこうというところです。



3つ目です。障害者権利条約の理念を実現するために制定することを明記してほしいという御意見です。前文には、障害者の権利に関する条約の考え方や、条約発効からの法制度の整備の流れについて記載する予定としております。

3ページ目にお進みください。

条例を制定いたしますが、これを踏まえた施策展開の例です。

この条例は今後の障害者施策展開の基礎、土台をなすものでありまして、次の6年度から8年度のせたがやノーマライゼーションプランの策定においては、条例で定める理念と施策の方向性を反映させていく必要があるだろうと考えております。この条例に基づきまして、障害者の暮らしを支え、様々な課題解決のために引き続き取り組むとともに、地域共生社会の実現に向けて必要とされる施策や拡充すべき施策を検討、実施していくと記載してございます。

スケジュールは、記載のとおりです。

別紙6-1を御覧ください。こちらは条例案になっております。

一つ一つ読み上げませんが、まず1ページ目に前文があります。それから次のページに行っていただきまして、第1章総則と、目的や定義というところで、1条、2条と進んでいきまして、3ページ目、第3条が基本理念で4項目設けています。

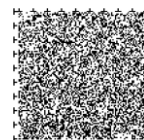
その後、第4条が区の責務ということですが。

4ページ目、第5条が事業者の役割、第6条として区民等の協力、続きまして、5ページ目、第7条に障害を理由とする差別の禁止、第8条に合理的配慮、そのまま下がっていきまして、第2章に移ります。

障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消のための施策というタイトルです。第9条が意見聴取及び施策の推進としております。

6ページ目です。

第10条が教育の推進、第11条が相談対応、こちらは実際の差別解消の関係とかの相談窓口のことを記載している条文です。



第12条から第3章になります。第12条、地域での交流及び支え合いの推進、第13条が災害時における情報の提供等、第14条として、地域で安心して暮らし続けることができる支援体制の構築等、7ページ、第15条が医療的ケアに係る支援、第16条がインクルーシブ教育の推進、第17条が就労の支援等、第18条が地域における参加及び活躍の場の拡大、第19条が文化芸術活動、スポーツ等の機会の創出、第4章につきまして、第20条、意思疎通等の手段の保障等、21条が意思疎通等を支援する人材の養成といった構成で予定をしておるところになります。

別紙6-2がパブリックコメント時点での素案と本日の案というところで、新旧対照表のような形で資料を作っております。変わったところに下線部をつけておるんですけども、かなり変わっておりますので、かなり下線がついているような状況になっております。参考に御覧ください。

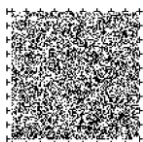
別紙6-3が区民意見（パブリックコメント）速報版となっております。個人情報などが分からないような形にしておりますけれども、先ほど御紹介しました137件、266件のたくさん頂いたコメントをほぼそのまま載せているような、こういった御意見をいただいていますというところで本日お配りしているものとなります。

事務局のほうで大きな分類というんでしょうか、条例全体に関わることですとか、あるいは教育に関わることですとか、そういう仮テーマをつけて少し分類したような状態になっております。

御説明は以上になります。

○部会長 本当に早くから福祉のまちづくりを進めて、区民全体で動いてきて、条約とか多様性を大事にしている世田谷らしい条例かなと拝見して思いましたが、この条例について、それぞれの委員のお立場で何かお気づきのことがございましたらば、御意見をいただければと思います。

○委員 今日はこのために出席させていただいたみたいなので、ちょっとお時間をいただくことになると思います。



まず、スケジュール感のことについて部長にお伺いしたいんですが、前回の推進協の中でお示しがあったときの方向性とする、令和5年度中の施行という形でのスケジュール感が、今回、提出された条文の最後が令和5年1月1日と書いてあります。ということは、今日の推進協が7月7月になります。この後のスケジュール感で、ある程度これで修正されて条文が出来上がったら、令和4年度中にこの条例をスタートするという事なんですか。分からないことが多少ございました。

それと気になるのは、今回のタイトルの部分で、私ども特に視覚障害については、情報コミュニケーションは大事な問題です。

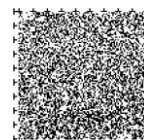
それから、一番最初するときにも申し上げた、いわゆる地域生活支援事業の移動支援の問題も大きくあります。

それから、この条例の中にあまり触れられていませんが、就労に行くに当たっては、私たちは、移動の部分が大きな命に関わるような困り事として全国で訴えています。それから、心のバリアフリーももっとやらなければいけないことだと思っています。いろいろなテーマが急変されて、例えば前回の推進協の中においても、私は委員に情報のコミュニケーションということで、手話言語についてどうお考えでしょうかということをお聞きいたしました。

障害の立場は違いますが、今後、情報コミュニケーションを含めて、言語条例の後にも、やはりきちっと聴覚の方の手話言語ということについても世田谷は取り残さないというような姿勢で、平等で進めていくというような方針というのはあるのかなということを期待しています。

それから、情報コミュニケーションの中において、最後のところに人材の育成というのがございました。

冒頭に当たって、ガイドヘルパーの育成とかいろんなものも掲げていただいています。私どもが意思疎通支援事業の主となるものは、点字とか、また、スマートフォン等のICTを使ったものです。



ところが、世田谷区においては、このICTの活用については、頑張っていると思いますけれども、まだまだ全庁的に至っていません。区の職員の研修会の途中で、コロナの問題もありますけれども、場所がないとか、時間がないとか、予算がないということで、人が変わるたびに職員間の教育、私どもの団体は、とても大きな壁に本当に遭遇しています。

ですから、音声コードということについては、今日、これは私だけに資料が来たのか分かりませんが、前回の議事録、委員の皆さんのお手元には切り欠けのついている資料は届いていますか。（「はい」と呼ぶ者あり）これが音声コードとって、スマートフォンで確認できる平等な情報なんです。このような取組が当たり前になるということが、やっぱり私たち視覚障害者にとっては、ハードだけではないソフトの部分が一番大事なことなんです。

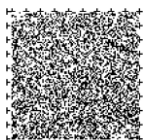
このためにも、国の中において、5月19日に国会の議員立法で同じような情報コミュニケーションを含めた法律ができました。その中で、全国の自治体は義務になりました。そして、民間も努力していくというような方向になったんです。

これが去年の東京オリンピック・パラリンピックの終わった後のレガシーということでの検証に値することなんです。

世田谷区はこのようなものをつくっていただいているけれども、私は推進協の委員で、間もなく5期目になりますけれども、この場で申し上げて、音声コードの時代から、とにかく情報バリアがあるということを含めて、視覚障害者にとっても必要性があるということで訴えてきました。

ただ、この中に果たして検証されて、また、本年度の途中でこの条例が出来上がった後、来年度に向けてどのような穴を埋めていくのか、さらに区民に向けての周知をしていくのか、この条例ができた後の取組というものをやっぱり区民に伝えていかなければ取り残されるのではないかという不安があります。

それから、情報提供になりますが、練馬区が6月に同じ条例というものをおつくりにな



られました。

先日、私は毎日新聞で情報を耳にしまして、申し上げた音声コード、世田谷は、例えば選挙の入場整理券に全世帯向けに音声コードをつけてくださっています。これは私どものいろいろな要望を世田谷区さんが10年前から取り入れていただいて、UDを取り入れて頑張っている自治体だと思っています。

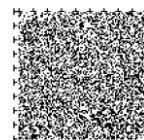
ところが、毎日新聞さんに出ていた記事は、23区で初めての取組、練馬区さんが全庁的に音声コードを、練馬区から送られてきた封筒には音で確認すればすぐ誰でも分かるような仕組みにするということを取り組むと書いてあったんです。あれっ、世田谷がやっているのにもう既に越されたかというようなことで、隣の芝生を意識するのではなく、世田谷らしさのものをきちっとやっていただきたいということです。

ですから、整理しますと、移動の困難、生命、財産に関係して、就職に規定があって、1人で通勤しなければならぬということであっても、残念ながら数年前に、盲導犬の利用者の方が青山一丁目駅のホームから転落され、8月15日にお亡くなりになりました。そういうことをきっかけに町の中はバリアフリー化になってきていますけれども、まだまだ道半ばで、足りません。

そのことについて、地域生活支援事業があれば私たちも助かるんですよ。やっぱりそのようなことを理解していただく意味で、人材の育成、すなわちガイドヘルパーとか手話通訳者等の人材を育成するということを全庁的にやっていただかなければいけないということ。

それから、ホームページも含めた情報のアクセシビリティというものがありながらも、残念ながらまだまだできていないということについては、また同じ言葉になりますけれども、私たちも一緒に参加して、世田谷の福祉をつくり上げなかったら新しい時代は来ません。

そういう意味で、課題だらけでありますけれども、私が今日のパブコメのこれを音で聞いていて、全部聞いたら3時間では足りないぐらい、みんな区民の叫び、それだけの意識



があるということだと思いました。

だから、必ずこの条例は生かされることであって、促進について、いろいろな形、手法でみんなで作ってほしいということでもあります。

今日はあくまでもこれで決まった文章ではないと思います。果たして聴覚の方も含めて、障害者団体へのヒアリングというのは残念ながらその後はなかったと思います。どう修正され、この1月1日ということにどうしても持っていきたいのかどうかということだけ教えてください。

○障害福祉部長 まず、スケジュールのところのお話をさせていただきますと、今7月で、この条例につきましては、今回のパブリックコメントも踏まえまして、今日の御意見はもちろんですし、この後、若干にはなりますけれども、修正を加えさせていただいた上で、9月にあります区議会の定例会に条例案としての御提案をさせていただきたいと思っております。

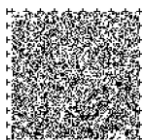
以前、スケジュールの部分が今年度の中旬というような書き方で、今回の第3回定例会の9月なのか、次の11月の第4回なのかということで若干揺れていたところがありますけれども、そこが一つありまして、そこから周知して、来年の1月にはこの条例が施行されていくように準備を進めさせていただきたいと思っております。

その中で、今、委員からもお話がありましたとおり、様々なこと、まだこの中にお話を伺って入れなければいけないこともあろうかと思っております。そこはできる限りの反映をするところを努力したいと思っております。

それに加えて、今回の条例ですけれども、当然のことながら、この条例をつくって終わりだとは我々は思っておりません。

逆にこの条例がまさにスタートで、この条例を土台にいたしまして、次のノーマライゼーションプランはもちろんですけれども、できるところは速やかに着手をして実施をしていくということで考えていきたいと思っております。

そうした中では、ICTの活用で、特にDXみたいなところも言われていますけれど



も、ここをどううまく活用していけるのか。現状は確かにできないけれども、ちょっと考えて見方を変えてみると、こうやったらできるんじゃないかというようなことがあれば、そういったものにもなるべくチャレンジをしていきたいと思います。

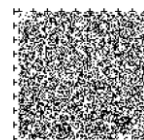
そういうところは、本当に人材育成が重要だと思います。DXだけではありません。今言っていたような本当に基本的なところを支える人材の育成もきちんとやりながらやっていきたいと思っています。その中には皆さんに御参加いただいて、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、共に考えてこの先の施策をやっていきたいと思いますが、申し訳ありません、すぐできるものと、やはり時間をかけて少し検討せざるを得ないものというのが出てくるというのがありますので、そこはこの条例を礎にして、きちんと毎年度毎年度の予算を確保する中で、じっくりとやっていく部分も含めて対応してまいりたいと考えております。

そうした中で、先ほど前のところでも御意見がありましたけれども、今の移動のように、様々な方の状況、それから法律的な、いわば法のバリアみたいなところをどう変えていくのかというところも課題だと思っています。

そこのところは、世田谷区だけが柔軟に考え方を変えてこういうふうにやりましたということで済む問題でもないと思っていますので、東京都なり、国なりにしっかりと意見を上げながら、他の自治体とも情報交換をしてしっかりと考えていきたい、このように考えてございます。

あと、手話の部分のお話がありました。

手話につきましては、皆さんの情報コミュニケーションの中に手話が含まれることはもちろんですが、今回、この条例の中に言語としての手話ということを含めてしまうと、どうしても情報コミュニケーションの手話のほうに意識的に引っ張られてしまって、言語としての手話ということ認識する、その理解が深まらないのではないかと考えました。このために、別の条例を今後、手話言語条例としてつくることを検討していきたいと考えてございます。



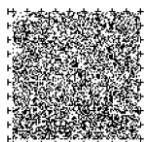
そうしたことも実施しながら、ただ、手話言語の条例をつくる、では、それ以外はやらないのかということ、先ほど委員からあったように、点字ですとか、その他様々なコミュニケーションの方法はありますので、そのこのところは、先ほど申し上げたICT、DXのようなところも含めて、ある技術を活用しながら、それから、まさにこのコロナ禍で社会が変革されて、よく変わった部分、それから、やっぱり対面で会わないとどうしてもという部分も当然ありますので、そのこのバランスを考えながら適切な対応を図れるようにしていきたいと思います。

大分抽象論のようなところはありますけれども、この先しっかりと取組を進めさせていただきたいと考えておりますので、引き続き御意見をいただきながら進めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長 丁寧な御説明ありがとうございました。これから引き続きということですので、1月1日施行ということですが、いろいろな形で御意見がおありの方は、またしっかり受け止めていただけたと思いますので、お願いしたいと思います。

そろそろ終了しなくてはいけない時間が来ているんですが、この時点でこれを言っておきたいという委員の方がいらっしゃったら。では、委員、簡潔にお願いします。

○委員 どうしても気になるので、これだけはお伝えしたかったんですけども、案・素案対照表の3ページ、(5)障害者等のところで、「障害者及び障害者に当たらない者である」という書きぶりなんですけど、私はこっちのほうがかかかってしまって、何でわざわざ障害者と障害者じゃない人をこうやって分けて書くんだらうと、社会モデルと言っておきながらこの書きぶりはちょっと違うと思って、むしろなくてもいい、「日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にあるものをいう」だけでもいいのではないかと思って、なぜわざわざこういうふうになってしまったのかというのがすごく気になるのと、結局、そう読んでいくと、(4)、(5)、(7)の辺が、社会モデルと言っておきながら正確な表現ではないのではないかというふうに思ってしまうと、ここはもうちょっと正確な表現にしたほうがいいのではないかと。



個人因子と環境因子の関係性について、これだと障害がある人の話、なんかちょっとよく分からない、私には理解が難しい書きぶりになっているので、ここはもう一度検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

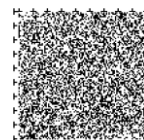
○委員 本当に細かいことなのですが、今回の条例の案の6ページの第12条で、「区は、障害者等が安心して暮らし続けることができる地域づくりのため」と記していただいているところに、障害者及び家族等がとかにしていただきたいなと思いました。

実は第14条、暮らし続けることができる支援体制の構築に書かれているんですが、それは親亡き後の問題を書かれているんですが、障害者とその御家族の方は同じような苦しみや負担を生活の中で負っていらっしゃるし、場合によっては差別を受けていらっしゃることもあると思いますので、安心して家族の方も含めて暮らし続けるということをどこかに入れていただけたらありがたいと思いました。よろしくお願いします。

○部会長 大事な御指摘ありがとうございました。そうしましたら、まだこのことをぜひという委員の方がいらっしゃると思いますので、そのあたりの対応も含めて、事務局、お願いしてよろしいでしょうか。

○障害施策推進課長 皆様、本日は様々な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

今のお話と併せて事務連絡として最後に幾つかお伝えさせていただきます。1点目は、意見提出についてでございます。本日の資料の一番最後に質問・意見用紙をおつけしております。こちらで本日の資料全体に対する質問や御意見を7月15日までにお願いできればというお願いになります。これとは別に、本日の資料3の実態調査の項目に関する意見、こちらも意見用紙をおつけしております、こちらは別日程で7月28日までとなっております。もちろん今日、協議会の皆さんですので、資料全体の質問・意見用紙のほうに併せていただいてももちろん構いません。また、提出方法は、必ずしも今日お配りした用紙でなくても、ファックスや電子メールでも可能ですので、どうぞ御意見をお寄せください。



2点目は、本日の議事録についてですが、また事務局で作成したものを後日お送りしますので、御確認いただければと思っております。

事務連絡の3点目です。次回の日程ですけれども、今年度第2回目は11月頃の開催を予定しております。日程が決まりましたら御案内を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

事務連絡3点は以上です。

○部会長 それでは、今日もたくさん貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。情報提供などの資料も頂いておりますので、参考にしていただければと思います。

これで終了とさせていただきたいと思いますが、何かこのことをぜひという委員の方はほかにいらっしゃるでしょうか。

○事務局 皆様の机の上に委員から提供していただいた「みつけば皆画展」というものの資料を置かせていただいているんですが、委員から一言、皆様にあるでしょうか。

○委員 みつけばハウスという発達障害の若者の居場所をやっておりまして、実はこの裏で徒歩1分のところにありますので、いつか機会があればぜひ皆さんにも見ていただきたいと思います。そこでちょうど今、アート展をやってまして、烏山の美容室のほうで作品を展示させていただいていますので、もしお近くにお寄りの際はのぞいていただければと思います。

○部会長 私も始める前にちょっと見てきましたが、素晴らしい作品が多いので、ぜひお願いします。

それでは、これで終了とさせていただきます。ちょっと予定の時間を過ぎましたが、遅くまで熱心な御議論ありがとうございました。

午後9時3分閉会

